

東京都立東部療育センター 院内感染対策指針

東京都立東部療育センター（以下、当センター）は、利用者に安全で快適な医療・療育環境を提供するため、院内感染に取り組む基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

当センターは医療機関であるとともに福祉施設であり入所者においては生活の場となっている。普段より環境整備に努め、職員は、別途定める感染予防対策マニュアルを遵守する。全ての利用者に対して、感染症の診断・推定の有無にかかわらず、標準予防策（スタンダード・プリコーション）の観点に基づいた医療処置・ケアを行うとともに感染経路別予防策を適宜実施し、院内感染リスクを減少させる。

院内感染対策は、利用者のみならず家族、付き添い者、職員、訪問者などすべての人へ感染症の危険に曝さない環境を提供し、院内感染症発生予防と早期発見に努める。感染症発生時は、速やかな報告・情報共有・対策立案・実践により感染拡大を防止する。

2 院内感染対策に関する組織的対応

院内感染対策を推進するために、以下の組織等を設置する。

(1) 感染予防対策委員会

院内感染対策に関する施設内全体の問題点の検討と改善策を講じるなど感染対策活動の中核的な役割を担う。委員会は月 1 回を定例とし、必要に応じて臨時に開催する。

(2) 医療安全管理室（感染対策部門）

医療安全管理室内に感染対策チーム（インфекションコントロールチーム ICT）を感染対策の実働部隊として設置し、インфекションコントロールドクター（ICD）、インфекションコントロールナース（ICN）、歯科外来感染管理者、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を置く。

(3) 感染対策チーム（インфекションコントロールチーム ICT）

感染予防対策委員会の方針に従い、院内感染対策を推進する実働チームとして活動する。

(4) 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）

定期的にチームによる抗菌薬使用症例へのモニタリングと評価を行い、必要時助言を行う。

3 院内感染対策のための従業者研修に関する基本方針

(1) 就職時の初期研修は、感染対策チームあるいはそれにかかわる十分な実務経験を有する指導者が適切に行なう。

(2) 継続的研修は、年 2 回程度開催する。また必要に応じて臨時の研修を行なう。これらは全職員（委託業者を含む）に対して開催する。

(3) 定期的に病棟等ヘラウンドを行い、必要に応じて、個別、部署別に研修を行う。

(4) これらの諸研修の開催結果、あるいは、施設外研修の参加実績を記録保存する。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

MRSA 等耐性菌の感染拡大を防止するため、「感染情報レポート」を週 1 回作成し、職員に情報提供するとともに、感染予防対策委員会において報告する。

5 院内感染症発生時の対応に関する基本方針

感染症発生時は、感染予防対策マニュアルにある感染症発生時フローにより速やかに報告する。

臨時に感染予防対策委員会を開催し原因を究明するとともに改善策を立案、実施する。また、短期入所利用者（利用予定者を含む）及び家族へ説明し、利用調整を図り感染拡大を防止する。

行政及び関係機関へ連絡するとともに報告が義務付けられている感染症については、速やかに保健所等へ報告する。

6 利用者・家族等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、当センターホームページに掲載し利用者本人および家族が閲覧できるようにする。

利用者、家族等から求めがあった場合、いつでも閲覧できるようにする。

7 その他の院内感染対策の推進

- (1) 職員は、自らが感染源とならないよう日常の健康管理に留意する。感染症が疑われる際は速やかに受診する。
- (2) 耐性菌予防のため抗菌薬適正使用を推進する特定抗菌薬届出制度を実施する。

本指針は、平成 20 年 1 月 1 日より施行する。

令和元年 12 月 1 日改訂

令和 7 年 3 月 19 日改訂

令和 7 年 6 月 1 日改訂